

小清水町告示第13号

小清水町地域農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）について、別紙により策定するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画案を次の1のとおり縦覧に供する。

なお、該当する利害関係人は、当該地域計画案について次の2のとおり町に意見書を提出することができる。

令和7年3月11日

小清水町長 久保 弘



1. 小清水町地域計画案の縦覧

- (1) 縦覧期間 令和7年3月11日から令和7年3月25日まで
- (2) 縦覧場所 斜里郡小清水町元町2丁目1番1号 小清水町役場産業課
小清水町ホームページ

2. 意見書の提出

- (1) 提出期限 令和7年3月25日まで
- (2) 提出先 斜里郡小清水町元町2丁目1番1号 小清水町役場産業課
- (3) 提出方法及び注意事項
 - ア 意見書の提出は郵便、ファクシミリ、Eメールによること。電話は不可
 - イ 意見書は日本語によること。
 - ウ 意見書には次の事項を記載すること。
 - ・ 提出が個人の場合はその住所、氏名
 - ・ 提出が法人の場合はその主たる事務所の所在地、法人名、代表者名
 - ・ 当該計画案に対する意見及びその理由
 - エ 小清水町情報公開条例（平成12年12月18日条例第42号）に基づき意見書の内容を公開することがある。
 - オ 提出された意見書については個別の回答は行わず、当該計画の決定公告に際し意見書の要旨及びその処理結果を併せて公告する。